

○指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

改正後

改正前

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則

平成十二年三月三十一日  
規則第七号

規則第七号

平成十二年三月三十一日  
規則第七号

規則第七号

(趣旨)

(趣旨)

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

第一条 この規則は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）**健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）**その他の法令に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成三〇年規則四四号〕

全部改正〔平成三〇年規則四四号〕

(申請、届出等の様式)

(申請、届出等の様式)

第二条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、知事が別に定める様式により行うものとする。

第二条 次の各号に掲げる申請、届出その他の行為は、知事が別に定める様式により行うものとする。

- 一 法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第七百七条第一項及び第七百十五条の二第一項の規定による指定又は開設の許可の申請
- 二 法第七十条の二第一項（法第七百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第七百八条第一項の規定による指定の更新又は開設の許可の更新の申請
- 三 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更の申請
- 四 法第七十一条第一項ただし書（法第七百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項ただし書（法第七百十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定による別段の申出
- 五 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第七百十三条第一項及び第七百十五条の五第一項の規定による変更の届出
- 六 法第七十五条第一項、第九十九条第一項、第七百十三条第一項及び第七百十五条の五第一項の規定による再開の届出
- 七 法第七十五条第二項、第九十九条第二項、第七百十三条第二項及び第七百十五

- 一 法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第七百七条第一項及び第七百十五条の二第一項の規定による指定又は開設の許可の申請
- 二 法第七十条の二第一項（法第七百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第七百八条第一項**並びに旧法第七百七条の二第一項**の規定による指定の更新又は開設の許可の更新の申請
- 三 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更の申請
- 四 法第七十一条第一項ただし書（法第七百十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項ただし書（法第七百十五条の十一において準用する場合を含む。）の規定による別段の申出
- 五 法第七十五条第一項、第八十九条、第九十九条第一項、第七百十三条第一項及び第七百十五条の五第一項**並びに旧法第七百十一条**の規定による変更の届出
- 六 法第七十五条第一項、第九十九条第一項、第七百十三条第一項及び第七百十五条の五第一項の規定による再開の届出
- 七 法第七十五条第二項、第九十九条第二項、第七百十三条第二項及び第七百十五

五条の五第二項の規定による廃止又は休止の届出

八 法第九十一条の規定による指定の辞退の届出

九 法第九十四条第二項及び第七百七条第二項の規定による変更の許可の申請

十 法第九十五条第二項及び第九十九条第二項の規定による承認の申請

十一 法第九十八条第一項第四号及び第一百二十二条第一項第四号の事項に係る許可の申請

(削る。)

全部改正〔令和二年規則二九号〕

(市町村等への情報提供)

第三条 知事は、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は介護保険施設に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

一 事業者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地（当該指定に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

二 指定又は許可に係る事業所又は施設の名称及び所在地

三 指定若しくは許可、指定の辞退又は指定若しくは許可の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日

四 サービスの種類

五 事業開始年月日

六 運営規程

七 介護保険事業所番号

八 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第七十一条第一項本文（法第一百五十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項本文（法第一百五十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により法第四十一条第一項本文の指定のあったものとみなされる場合について準用する。

3 知事は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

一部改正〔平成一八年規則四六号・二一年四八号・二五年五六号・三〇年四四号・令和二年二九号〕

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別

五条の五第二項の規定による廃止又は休止の届出

八 法第九十一条及び**旧法第一百三十三条**の規定による指定の辞退の届出

九 法第九十四条第二項及び第七百七条第二項の規定による変更の許可の申請

十 法第九十五条第二項及び第九十九条第二項の規定による承認の申請

十一 法第九十八条第一項第四号及び第一百二十二条第一項第四号の事項に係る許可の申請

**十二 旧法第八十一条の規定による指定の変更の申請**

全部改正〔令和二年規則二九号〕

(市町村等への情報提供)

第三条 知事は、市町村、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者又は介護保険施設に関する情報のうち、次の各号に掲げる事項を提供することができる。

一 事業者又は開設者の名称及び主たる事務所の所在地（当該指定に係る事業所又は施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、開設者の氏名及び住所）

二 指定又は許可に係る事業所又は施設の名称及び所在地

三 指定若しくは許可、指定の辞退又は指定若しくは許可の取消し若しくは全部若しくは一部の効力の停止の年月日

四 サービスの種類

五 事業開始年月日

六 運営規程

七 介護保険事業所番号

八 その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定は、法第七十一条第一項本文（法第一百五十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）及び第七十二条第一項本文（法第一百五十五条の十一において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により法第四十一条第一項本文の指定のあったものとみなされる場合について準用する。

3 知事は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

一部改正〔平成一八年規則四六号・二一年四八号・二五年五六号・三〇年四四号・令和二年二九号〕

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設の指定等に関し必要な事項は、知事が別

に定める。

一部改正〔平成一八年規則四六号・三〇年四四号・令和二年二九号〕

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第四十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年八月四日規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年十一月二十八日規則第八十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十一年四月二十八日規則第四十八号）

に定める。

一部改正〔平成一八年規則四六号・三〇年四四号・令和二年二九号〕

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年三月三十一日規則第四十六号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年八月四日規則第七号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年十一月二十八日規則第八十四号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十一年四月二十八日規則第四十八号）

<p>1 (施行期日) この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則第四条第三項及び別記第四号様式の二の規定は、この規則の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は同日以後に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止する当該介護老人保健施設の開設者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は同日前に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した介護老人保健施設の開設者については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行前に、改正前の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十六号)</p> <p>1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十七年三月二十日規則第八号)</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十年七月十三日規則第四十四号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年三月三十一日規則第二十九号)</p> <p>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (令和六年三月二十二日規則第三十三号)</p> <p>この規則は、令和六年四月一日から施行する。</p>	<p>1 (施行期日) この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則第四条第三項及び別記第四号様式の二の規定は、この規則の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は同日以後に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止する当該介護老人保健施設の開設者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定居宅介護支援事業者又は同日前に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した介護老人保健施設の開設者については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行前に、改正前の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十五年三月二十九日規則第五十六号)</p> <p>1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前に、改正前の指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。</p> <p>附 則 (平成二十七年三月二十日規則第八号)</p> <p>この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三十年七月十三日規則第四十四号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和二年三月三十一日規則第二十九号)</p> <p>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</p> <p>(新設)</p>
---	---